

第一経営

(株) 第一経営相談所
税理士法人 第一経営
社労士法人 第一経営

2024年春号
No. 184

経営理念

私たちは、お客様とそこに働く人々の
夢と幸せを実現するために行動します。

- ・納税者の権利を守り、中小企業と国民が主人公の税制をめざします。
- ・中小企業の経営の発展と、平和で豊かな地域社会をつくることに貢献します。
- ・中小企業家の多面的な要求解決のために努力します。
- ・私たちは共に成長し、働く喜びを実現します。

Contents

- P2～P3 「特集」令和6年(2024年)度税制改正について
- P4 お客様景況(売上一定増加も経営環境は厳しい状況が続く)
- P5 お客様紹介(株式会社日永電気) / 新春講演会のご報告
- P6 定期総会のご案内 / 新入所員の紹介



令和6年(2024年)度税制改正

令和6年(2024年)度の税制改正大綱では「賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す」ことが挙げられました。

今回の改正の中で私たちに影響がある内容としては、まず、所得税・個人住民税の定額減税の実施です。次に、法人税では賃上げ促進税制が強化され、中小企業の場合、赤字でも繰越控除ができるようになります。最後に、相続税・贈与税に関しては事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長があります。これらは、いずれも減税を受けることができる内容となります。

なお、上述した定額減税については今年の6月支給の給与計算から始まります。源泉所得税を減税することになりますので、処理を失念しないように注意する必要があります。

個人所得課税

所得税・個人住民税の定額減税

■デフレ完全脱却のための一時的な措置として、納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人(いずれも居住者)につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を実施します。ただし、合計所得金額1,805万円(給与収入2,000万円相当)超の高額所得者は対象外とします。

■所得税の減税について、具体的には以下のとおり実施します。

給与所得者に対する実施

- 6月以降の源泉徴収税額から減税
- 6月に減税しきれなかった場合には、翌月以降の税額から順次減税

公的年金受給者に対する実施

- 年金機構等の公的年金(老齢年金)は、6月以降の源泉徴収税額から減税
- 6月に減税しきれなかった場合には、翌々月以降の税額から順次減税

不動産所得・事業所得者等に対する実施

- 納税の機会に減税
 - ・予定納税対象者については、予定納税の機会に減税
- ※6月の第1回予定納税通知の機会に本人分の減税後の額を通知。第1回予定納税の納付期限については、7月末から9月末に延期。
- ・それ以外の方は確定申告で減税

- 住宅ローン控除等の税額控除後の所得税額から減税(住宅ローン控除については、年末調整又は確定申告で調整)。
- 給与所得者については、減税開始前に、実務上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、各月の源泉徴収税額から控除する税額を決定。年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整又は確定申告で調整。

資産課税

法人版事業承継税制の特例措置に係る特例承継計画の提出期限の延長

■中小企業の円滑な世代交代を集中的に促進する観点から講じている法人版事業承継税制の特例措置について、コロナの影響が長期化したことを踏まえ、特例承継計画の提出期限を令和8年3月末まで2年延長します。

(※)個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限についても令和8年3月末まで2年延長します。

【法人版事業承継税制】

- 中小企業の先代経営者から、後継者がその会社の非上場株式等を相続・贈与により取得した場合には、その非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税を猶予(後継者の死亡等の場合に免除)する措置です。
- 平成30年1月から令和9年12月までの10年間の措置として、従来の制度を抜本的に拡充した特例措置が講じられています。
- 特例措置の適用に当たっては、後継者の氏名等を記載した特例承継計画の事前の提出が求められています。

【一般措置】 適用期限:なし		【特例措置】 適用期限:H30~R9 末までの10年間限り	
対象株数	総株式数の最大 3分の2まで	全株式	
納税猶予割合	贈与:100% 相続:80%	100%	
承継人数	1人	最大3人	
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用維持	弾力化 (平均8割を満たさない場合も可)	
その他	—	特例承継計画の提出期限: 令和6年3月末⇒【改正案】令和8年3月末	

法人課税

賃上げ促進税制の強化

■物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に広げ、効果を深めるため、賃上げ要件等について以下の見直しを行います。

●中小企業
賃上げの裾野を一層広げるため、赤字の中小企業にも賃上げインセンティブとなるよう、繰越控除措置を創設します。賃上げ率の要件(1.5%、2.5%)及び控除率は現行を維持します。

■人材投資や働きやすい職場づくりへのインセンティブを付与するため、教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置の要件を緩和するとともに、子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置を創設します。

	改正案					現行				3年間の措置 (現行:2年間)
	全雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +10%⇒+5% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大45%	賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +10%	合計 最大40%	
中小企業	+1.5%	15%	+10%	+5%	30%	+1.5%	15%	+10%	25%	
	+2.5%	30%			45%	+2.5%	30%		40%	

*くろみん or えるぼし二段階目以上

中小企業の繰越控除新設:5年間
(繰越控除する年度は全雇用者給与総額
対前年度増が要件)

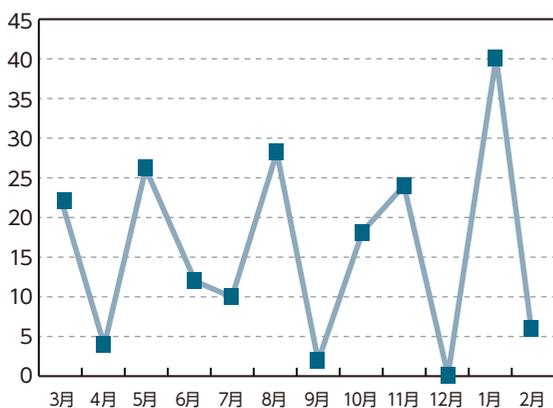
- (※1) 控除上限:当期の法人税額の20%
- (※2) 教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の0.05%以上との要件を追加。
- (※3) くろみん: 仕事と子育ての両立サポートや、多様な労働条件・環境整備等に積極的に取り組む企業に対する厚生労働大臣の認定
えるぼし: 女性の活躍推進に関する状況や取組等が優良な企業に対する厚生労働大臣の認定

(参考資料) 財務省パンフレット「令和6年度税制改正(案)のポイント」 川越事務所 税理士 斉藤 大輔

売上一定増加も経営環境は 厳しい状況が続く

1 売上の状況

図表1 売上高DI



この間のお客様の売上の状況につきましては、前期（2022.3～2023.2迄、以下同じ）の申告件数約1,100件のうち、売上増の法人が598件（54.3%）に対し、売上減の法人が496件（45.0%）となっておりますが、当期（2023.3～2024.3迄、以下同じ）は約1,110件のうち、売上増の法人が648件（58.3%）に対し、売上減の法人約465件（41.8%）となり、売上増加法人の数がより一層増えてきております。図表1の売上高DI（売上増加法人の割合から売上減

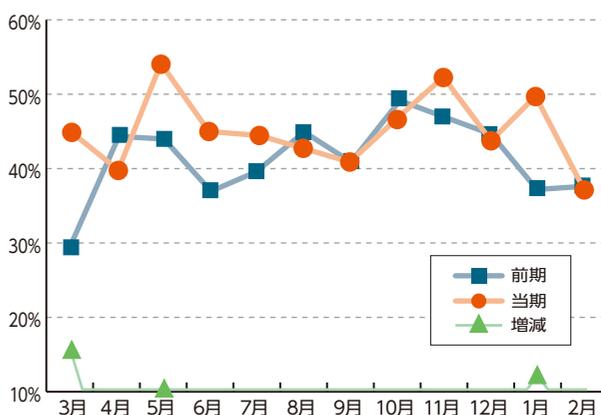
少法人の割合を引いた割合）から見ても昨年3月より、プラス0～40からの動きを見せており、月によりばらつきはありますが、売上増加法人が一定増加傾向にあります。

2 実態黒字の状況

実態黒字の要件としては、減価償却費を100%計上し、社長様の役員報酬を年間400万円以上支払った上で利益が出た法人ですが、前期申告数1,156件のうち、実態黒字の件数は491件（42.5%）でした。一方当期申告数1,167件のうち、実態黒字の件数は541件（46.3%）となり、1の売上の状況と同様、利益についても改善傾向にあります。

日経平均株価が過去最高を超えたことや、賃上げの満額や高水準の回答があるなど大手企業にとってはいいニュースが続きますが、一方中小企業では上記のような話よりもむしろ物価上昇での購買力低下や人員不足による受注受入れ体制の困難等の問題が多くある現状です。また、昨年10月より導入されたインボイス制度や2024年問題による建設業、運送業での労働時間の制限等、中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況です。

図表2 実態黒字割合比較



熊谷事務所 税理士 滝山 英太

お客さま紹介

お客様を大切にしながら、地域に根ざして奮闘している会社のなかから、今回は熊谷市の株式会社 日永電気ををご紹介します。

株式会社 日永電気

熊谷市小島824-1 Tel 048-578-4159 代表取締役 中島 直也

埼玉県熊谷市にある、株式会社日永電気は戸建てからマンション、ビル、工場などの様々な規模の電気工事一式を請負う会社です。中島直也社長が起業し、地域に根差して今年で16年目となります。社長は、ゴルフや旅行が好きなどとも気さくな方ですが、時に真面目に、真摯にお仕事の話をする姿が印象的な方でした。

日永電気では、従業員として社長と長く共にしている技術者が8名おり、請負った仕事のほとんどを自社の技術者で作業できる体制ができています。信頼をおいている従業員がいるからこそ社長は安心して経営課題に向き合うことができるそうです。

また、人とのつながりをとっても大切にしており、近所のちょっとした電気トラブルにも駆けつけてすぐ修理を行うこともあるようで、地域にとってもなくてはならない存在です。



2024年新春講演会 (Zoom開催) 報告

2024年1月17日新年恒例の新春交歓会はZoom形式のweb講演会として開催、115名が参加しました。

今回は「データが苦手な人のためのDX経営論」というテーマで経済産業省地域経済調査室から田中幸仁氏を招きました。地域経済分析システム (RESAS・リーサス) は産業・消費・医療福祉・地方財政など様々な地域経済の指標をグラフや地図情報と連動した情報として活用出来る情報ツールです。

講演では日頃から見聞きする様々な統計情報・データは経営に役立つヒントがたくさん存在する事とともにそれをより見やすく判りやすくまとめているのがRESASであること、Zoom画面を通してRESASの操作法や活用事例の紹介を行いました。

地域経済分析システム
(RESAS・リーサス) ホームページ
<https://resas.go.jp/#/13/13101>



QRコード

※新春講演会は主催:株第一経営相談所、協賛:第一経営ぐる〜ぶ1、後援:(一社)中小企業家同友会大宮東支部で開催しました。

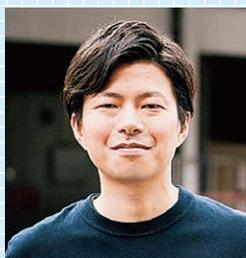
第一経営・ぐる〜ぷ1第35回定期総会のご案内

日時 2024年6月18日(火) 13:00受付開始

会場 ブリランテ武蔵野2階「エメラルド」

スケジュール 基調講演/13:30~15:10 活動報告/15:10~15:30
分散会/15:45~17:15 懇親会/17:30~19:15

基調講演 (仮題) お客様の困りごとを解決、日本一笑わせる会社



講師 ▶ 西原 亮氏 株式会社 明治ワッকার代表取締役

〈講師プロフィール〉

西原 亮(にしはら りょう)牛乳屋さん2代目社長。「誰もやりたがらない牛乳屋」から「若い人たちが働きたいと思う牛乳屋へ」爆速改革中。2013年8月社長就任以来、従業員:8名→70名、年商:6,000万円前後→4億円前後(2021年4月現在)絶賛成長中。



参加費 会員4,000円 未会員5,000円 講演のみ2,000円

2024年度 新入所員の紹介

表紙写真

来宮駅から徒歩10分にある熱海梅園で撮りました。「日本一早咲きの梅」で知られ、樹齢100年を越える梅の古木を含め、60品種・469本の梅が咲き誇り、「早咲き→中咲き→遅咲き」と順番に開花するので長期に渡り梅を楽しめるそうです。

川口事務所 神保 直弥

編集後記

今回より所報担当となりました越谷事務所の薄井です。どうぞよろしくお願いいたします。

能登半島地震発生から数カ月が経ちました。新型コロナウイルスが5類へ移行後初めてのお正月となり数年ぶりに実家へ帰省されている方も多くいらっしゃったかと思います。地震は一瞬にして人々の大切なものを奪うと改めて痛感しました。明日何が起るかは誰にもわかりません。平穏な一日を大切に過ごしていきたいと思います。

越谷事務所 薄井 夕果

(写真右から)
柴田 愛子 (川口事務所)
松尾 美咲 (熊谷事務所)
下澤 聖 (川越事務所)
後上 結実 (大宮事務所)
大野 あずみ (熊谷事務所)
新井 優太 (熊谷事務所)
高橋 潤 (越谷事務所)
榎本 功二 (大宮事務所)

発行

株式会社 第一経営相談所
〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町 1-332

経営本部 総務部
TEL 048(650)0101

表紙の写真募集
担当者(山中・吉田)にご連絡下さい。

ホームページ <https://www.daiichi-keiei.com/>